

# あなたは該当していませんか？

## 町県民税住宅ローン控除(町県民税住宅借入金等特別税額控除)のお知らせ

### 控除を受けるためには町に税額控除の申告が必要です

- 該当する場合平成21年度の町県民税の納税額が少なくなります。
- 会社で行う年末調整・確定申告だけでは町県民税からの控除は受けられません。

#### 対象者

- ☆平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、次のいずれかの条件を満たす人
- 税源移譲により所得税が減少した結果、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなる人
- 税源移譲前の税制でも住宅借入金等特別控除限度額が控除しきれなかったが、税源移譲によって、控除しきれない額が大きくなる人

#### 該当するかどうかの確認方法

○給与と所得のみで年末調整が済んでいる人(源泉徴収票をご確認ください)

平成20年分 給与と所得の源泉徴収票

|                   |        |             |                |        |              |    |           |           |           |              |     |   |
|-------------------|--------|-------------|----------------|--------|--------------|----|-----------|-----------|-----------|--------------|-----|---|
| 支払を受ける者           | 住所又は居所 | 氏名          |                |        |              |    |           |           |           |              |     |   |
| 種別                | 支払金額   | 給与と所得控除後の金額 | 所得控除の額の合計額     | 源泉徴収税額 |              |    |           |           |           |              |     |   |
| 給料・賞与             |        | ①           | ②              | ③      |              |    |           |           |           |              |     |   |
| 控除対象配偶者の有無等       | 老人     | 配偶者特別控除の額   | 扶養親族の数(配偶者を除く) |        | 障害者の数(本人を除く) |    | 社会保険料等の金額 | 生命保険料の控除額 | 地震保険料の控除額 | 住宅借入金等特別控除の額 |     |   |
|                   |        |             | 特定             | 老人     | その他          | 特別 |           |           |           |              | その他 |   |
| 有                 | 無      | 従有          | 従無             |        |              |    |           |           |           |              |     | ④   |
| (摘要)住宅借入金等特別控除可能額 |        |             |                | ⑤ 円    | 国民年金保険料等の金額  |    |           | 円         | 配偶者の合計所得  |              | 円   |   |
|                   |        |             |                |        |              |    |           |           |           |              |     | 源泉徴収税額が「0円」であることが条件になります。   |
|                   |        |             |                |        |              |    |           |           |           |              |     | ①の金額が②より大きい かつ ③が「0円」である かつ ⑤の金額が④より大きい → 町県民税からの控除が適用になる(適用にならない場合もあります) |
|                   |        |             |                |        |              |    |           |           |           |              |     | 所得税額からの控除額です。   |

○確定申告をする人(確定申告書をご確認ください)

確定申告書第一表右列

|                    |   |
|--------------------|---|
| 課税される所得金額          |   |
| 上に対する税額            | ① |
| 配当控除               | ☆ |
| (特定増改築等)住宅借入金等特別控除 | ② |
| 政党寄付金特別控除          | ☆ |
| 住宅耐震改修特別控除         | ☆ |
| 電子証明書等特別控除         | ☆ |
| 差引所得税額             | ③ |

税金の計算

①に金額が記載されている かつ ②の金額が①の金額より大きい かつ ③の金額が「0円」である → 町県民税からの控除が適用になる(適用にならない場合もあります)左記の条件を満たして、☆印欄にも金額の記載がある場合は、お尋ねください。

- ▼ **申告方法** ※毎年3月15日(平成21年は3月16日)までに1月1日現在の住所地(住民登録地)の市区町村に申告
- **給与と所得のみで年末調整が済んでいる人**
- ▼ **持参するもの** 平成20年分源泉徴収票原本(年末調整済)、印鑑
- ▼ **確認すること** 居住開始年月日(申告書に記載します)
- ▼ **受付場所** 役場財務課税務室(②番の窓口)
- ▼ **受付期間** 2月3日(火)～

- ▼ **問合せ先** 役場財務課税務室 54・3111(内線136)
- ※内容などについてご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。
- ※町県民税の課税基準などにより控除の該当にならない場合もあります。
- ※確定申告期間中は混雑するため、なるべく受付期間中に申告をお願いいたします。

2月10日(火) ※土・日曜日を除く

確定申告をする人

確定申告期間(2月16日から3月16日)中に、確定申告書と一緒に住宅借入金等特別税額控除申告書を高崎税務署に提出してください。

確定申告済で住民税の住宅借入金等特別税額控除申告書を提出していない人は、居住開始年月日を確認の上、平成20年分確定申告書の控除と印鑑を持参し、町役場で申告をしてください。